平成３１年度

保育所入所のしおり

入 所 申 込

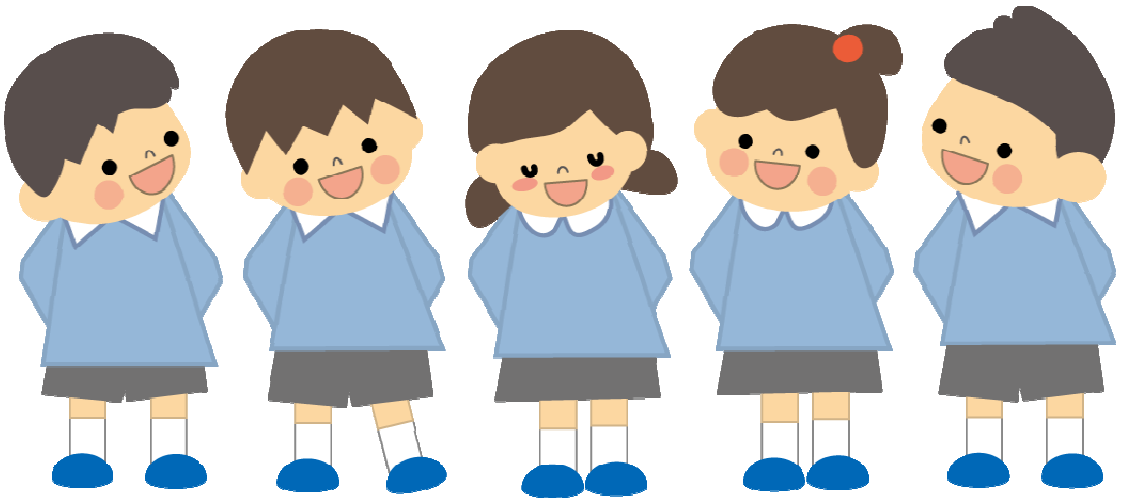

《お問合せ先》
〒097-8686　稚内市中央３丁目１３番１５号
稚内市教育委員会こども課育成グループ
電話：0162-23-6530（平日 午前８時45分～午後５時３０分）

もくじ

保育所（園）に入所を希望される方へ

保育所（園）について・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ
保育時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ
休所日について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ
支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ
保育の必要性の事由について・・・・・・・・・・・　３ページ
保育の必要量について・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

入所申込手続きについて

申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ
入所選考（利用調整）について・・・・・・・・・・　４ページ
入所内定・面談／入所保留の連絡について・・・　５ページ
申込内容の変更について・・・・・・・・・・・・・　５ページ
継続入所・転園について・・・・・・・・・・・・・　５ページ

入所申込提出書類チェック表　６ページ

市内子育て支援施設【地図】　７ページ

各保育所の概要　８ページ

保育料（利用者負担額）について

保育料の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４ページ
課税額算定対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・１４ページ
平成３１年度稚内市保育料（月額）一覧表・・・１５ページ
延長保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ページ
保育料の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ページ
保育料の納入について・・・・・・・・・・・・・・・１８ページ

入所後の留意事項

入所後の留意事項について・・・・・・・・・・・・１９ページ
給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９ページ
お子さんの体調面について・・・・・・・・・・・・２０ページ

おしらせ

◆◆保育所（園）に入所を希望される方へ◆◆

◆ 保育所（園）について

※以下、保育所と標記

保育所は、就労や病気などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって、就学前のお子さんを保育する施設です。幼児教育や集団生活に慣れさせるため、ということでは入所の対象とはなりません。
保育を希望する場合は、**保育の必要性の事由（３ページ）** に該当することが必要です。

各保育所の詳細については、６ページから 10 ページを参考にしてください。

★稚内市内の保育所一覧★

区　分	名　　称		連絡先
公　立	白樺保育所	潮見１丁目１番１０号	33-4558
公　立	港保育所	大黒３丁目４番２１号	22-0218
私　立	富岡保育園	富岡４丁目１８番６号	32-2727
私　立	もぐもぐ保育園	宝来２丁目８番１７号	23-5180
私　立	オアシス保育園	中央２丁目１６番１２号	23-6321
私　立	きらきら保育園	緑４丁目５番３２号	23-2315

※すべての施設が子ども・子育て支援新制度に移行した認可保育所です。

★ 平成３１年度のクラス年齢 ★

クラス年齢	対象生年月日			保育満了日
０歳児	平成30年4月2日	～		平成37年3月31日
１歳児	平成29年4月2日	～	平成30年4月1日	平成36年3月31日
２歳児	平成28年4月2日	～	平成29年4月1日	平成35年3月31日
３歳児	平成27年4月2日	～	平成28年4月1日	平成34年3月31日
４歳児	平成26年4月2日	～	平成27年4月1日	平成33年3月31日
５歳児	平成25年4月2日	～	平成26年4月1日	平成32年3月31日

◆ 保育時間について

保育所の開所時間は、午前７時 から 午後６時 まで です。

この範囲内で、ご家庭の状況や勤務状況（通常の勤務時間に送迎時間を含めた範囲）を考慮して保育時間を決定します。
この保育時間をもとに保育所では職員体制等を整えるため、極力、この保育時間内での送り迎えとなるようご協力をお願いします。

◆ 休所日について

① 日曜日および祝日　　②年末年始（12/31～1/5）

※暴風雪等悪天候により市内全域で公共交通機関が
止まっている場合等は臨時休所とする場合がありますので
ご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 支給認定について

平成 27 年４月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育施設等の利用を希望する場合、事前に支給認定を受けることが必要です。支給認定を受けると申請に基づき作成した**「支給認定証」**を交付します。

【 認 定 区 分 】

１　号　認　定 （満 ３ 歳以上）	子どもが、満 ３ 歳以上で保育所での保育を希望しない場合 **※幼稚園利用希望の場合**
２　号　認　定 （満 ３ 歳以上）	子どもが、満３歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、 **保育所で保育を希望する場合**
３　号　認　定 （満 ３ 歳未満）	子どもが、満３歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、 **保育所で保育を希望する場合**

※両親が就労していても、１号認定をうけて幼稚園に通うことができます。
また、保育所が定員に達している場合２号認定をうけて幼稚園に通うこともあります。

「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

この「平成３１年度保育所入所のしおり」は**２号または３号認定**のお子さんについてのご案内が記載してあります。

◆ 保育の必要性の事由について

（1）就　　労・・・・一月の就労時間が、概ね 60 時間以上の場合
（フルタイム、パートタイム、居宅内の労働等）
（2）妊 娠 ・ 出 産・・・・児童の保護者が出産の前後のため、児童の保育ができない場合
（3）疾病・障がい・・・・児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいを有する場合
（4）介 護 ・ 看 護・・・・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
（5）災 害 復 旧・・・・震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっているため、児童の保育ができない場合
（6）求 職 活 動・・・・児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む。）を行っている場合
（7）就　　学・・・・児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）の場合
（8）虐待やＤＶのおそれがある場合
（9）育児休業取得時に既に保育を利用している児童がいて、次年度に小学校を控えている等、継続利用が必要である場合
（10）そ　の　他・・・・前各号にあげるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める場合

入所期間内であっても、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、退所していただきます。

◆ 保育の必要量について

保育の必要性の事由と併せて、保護者の就労状況等によって必要な保育時間を「保育標準時間」と「保育短時間」の２つの区分で認定します。保育料も保育の必要量に応じて異なります。なお、実際の利用時間は保育標準時間・保育短時間にかかわらず、実際に保育が必要な時間となります。（就労の場合は勤務時間に送迎のための移動時間をふくめた時間です）

■**保育標準時間**・・・フルタイム就労を想定した利用時間（1 日最長 11 時間）

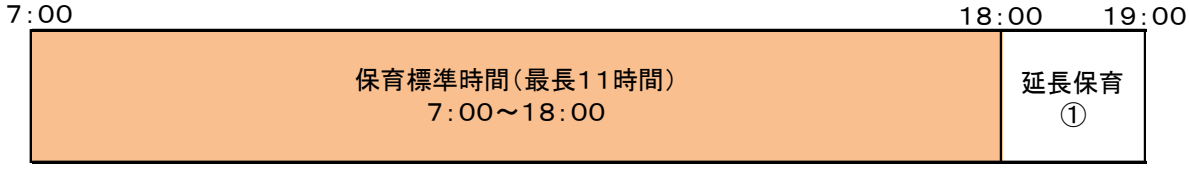

■**保 育 短 時 間**・・・パートタイム就労を想定した利用時間（1 日最長 8 時間）

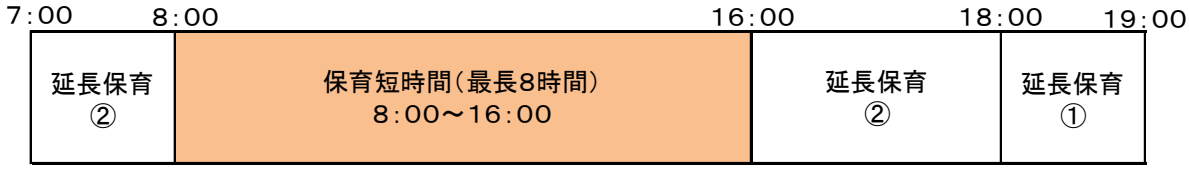

※延長保育については、16 ページを参考にしてください。

入所申込手続きについて

◆申込に必要な書類（詳しい内容については６ページをご参照ください）

入所申込のときは次の書類を提出してください。

① 支給認定申請書兼施設利用申込書（黄色い紙）

② 保育を必要とする事由を確認できる書類（就労証明・就労希望申立書など）

③ 保育料決定に必要な書類（※該当者のみ　課税証明書など）

※その他、世帯の状況等により、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

◆申込方法

稚内市役所１階「こども課」に、必要書類を持参してください。

受付時間　　平日：８時４５分～１７時３０分（土日祝日と 12 月 30 日～１月５日を除く）

- ●提出書類に不足や不備がある場合は、原則として書類を受理いたしません。
- ●ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、申込書等の控えが必要な方は、提出前に写しを各自で保管ください。
- ●申込締切日までに必要書類が揃わない場合は、希望の入所日の選考対象外となりますので、締切日前に余裕をもって申込書類を提出されることをお勧めいたします。
- ●市外在住で、持参できない方は郵送での申込が可能です（申込期限必着）。
- ●保育所入所申込書等を提出する時点で、稚内市に住民登録のない方は、入所予定日までに稚内市に転入することを証明できる書類が必要です。
  （詳しくは、こども課までお問合せください。）

◆入所選考（利用調整等）について

- ●２号、３号認定のお子さんの入所について、利用希望者が保育所等の入所可能人数を超える場合、稚内市が定める基準に基づき、「保育を必要とする事由」と「世帯状況等」を基に優先順位をつけ、入所の順番・施設を決定します。（申込の先着順ではありません。）
- ●入所申込書に記入の保育施設「希望順位」「希望施設数」による選考上の有利不利はありません。申込書を提出する前に、各施設のホームページや施設へご連絡の上、見学することをお勧めします。
- ●申込人数が定員を超え、入所できない場合は、その後年度内に入所可能となった時にご連絡します。改めて手続きをする必要はありません。
  （注意）「就労希望」により申込みをされた方の支給認定期間は９０日です。
  期間内に就労とならない場合は、申込が取消しとなります。

◆入所内定・面談／入所保留の連絡について

●４月１日入所の方は**文書で**、年度途中入所の方は**都度お電話で**お知らせします。
入所が内定した場合、保育施設で**入所日までに保護者及び児童と面談**を行います。
面談の日程を通知しますので、日程を調整の上、ご参加下さいますようお願いします。
面談では、保育施設利用の説明やお子さんの家庭での様子について確認します。
（※面談終了後に、入所の可否を決定しますのでご留意ください。）

●面談終了後入所が決定した場合は、入所日までに「入所承諾通知書」等を自宅に郵送します。

（注意１）入所日から１～２週間程度は、お子さんが施設に慣れるための期間が必要となるため、この期間は預かり時間が通常より短くなりますのでご了承願います。詳しくは各園とご相談ください。
（注意２）入所決定後は、保育を必要とする事由に変更がない限り、支給認定証の有効期間内は施設を継続利用することができます。保育を必要とする事由に欠ける場合は退所していただきます。
（注意３）４月１日入所児童の支給認定証・内定通知等は、２月下旬～３月上旬の発送を予定しています。

●申込人数が定員を超え、**入所保留となった方**には「支給認定書」及び「入所保留通知書」を自宅に郵送します。

◆申込内容の変更について

次のような場合は、速やかに各園またはこども課に届け出てください。
●申込を取り下げたい（市外転出や幼稚園への入園を含む）
●希望施設の追加・削除・希望順位の変更
●家庭状況の変更（世帯構成・住所・氏名など）
●保育を必要とする事由、住民税等の変更
※入所内定後、届出なく就労状況や世帯状況が変わっていたことが発覚した場合、内定を取り消す場合がありますので、ご承知おきください。

◆継続入所・転園について

●入所後、年度内に転園を希望する場合は、新たに入所申込が必要となります。転園となった場合も、新しい保育施設での「慣らし保育期間」が必要になります。
●２号、３号認定の入所児童を対象に、継続入所該当の有無を確認するため、例年２月頃に、保育を必要とする事由を確認する書類（就労証明書等）の提出が必要となります。

入所申込提出書類チェック表

☑ **支給認定申請書兼施設利用申込書**（入所申込のお子さん１人につき１枚）※黄色紙

☑ **保育を必要とする事由を確認できる書類**（父母それぞれ必要です）

	保育を必要とする事由	必要な書類	チェック欄			
			父	母		
1	就　労	就労証明書（会社記載）				
	就　労（自営業など）	就労証明書（地区民生委員の署名必須）				
2	妊娠・出産（出産前後８週）	母子健康手帳等（写） （※予定日記載欄含む）				
3	介護・看護	診断書・身体障害者手帳等				
4	災害復旧	罹災証明書				
5	求職活動	就労希望申立書				
6	就　学	在学証明書				

●就労証明書は、勤務先に記入し証明いただくものです。申込者が記入するものではありません。※自営業の方は、申込者が記入し、地区民生委員の署名が必要となります。地区民生委員については、こども課までお問合せください。

●同居している 65 歳未満の祖父母等が、上記事由に該当する場合は、祖父母等の就労証明書等も提出願います。

☐ **保育料決定に必要な書類**（下記に該当しない方は不要です）

●父母又は、それ以外の扶養義務者（家計の主宰者）１人につき１枚

世帯員の住所	必要な書類	チェック欄		
		父	母	
入所希望日が４月～８月で 平成 30 年１月１日時点で稚内市に住所のない方	平成 30 年度所得・課税証明書等			
平成 31 年１月１日時点で稚内市に住所のない方 （H31 年度課税資料は H30.6 月頃の税額確定後に提出してください）	平成 31 年度所得・課税証明書等			

※支給認定兼施設利用申込書に個人番号（マイナンバー）を記載した場合は不要です。

☐下記に該当する場合、必要な書類

世帯の状況等	必要な書類	チェック欄
ひとり親世帯で右の証書が交付されているもの	児童扶養手当証書（写） ひとり親家庭医療費受給者証（写）など	
生活保護受給世帯	生活保護証明書（市社会福祉課で発行）	

（注意）書類提出後、税額や世帯状況が変更になった場合（結婚・離婚・退職・転園等）は上記該当書類を「各園またはこども課」に速やかに提出してください。

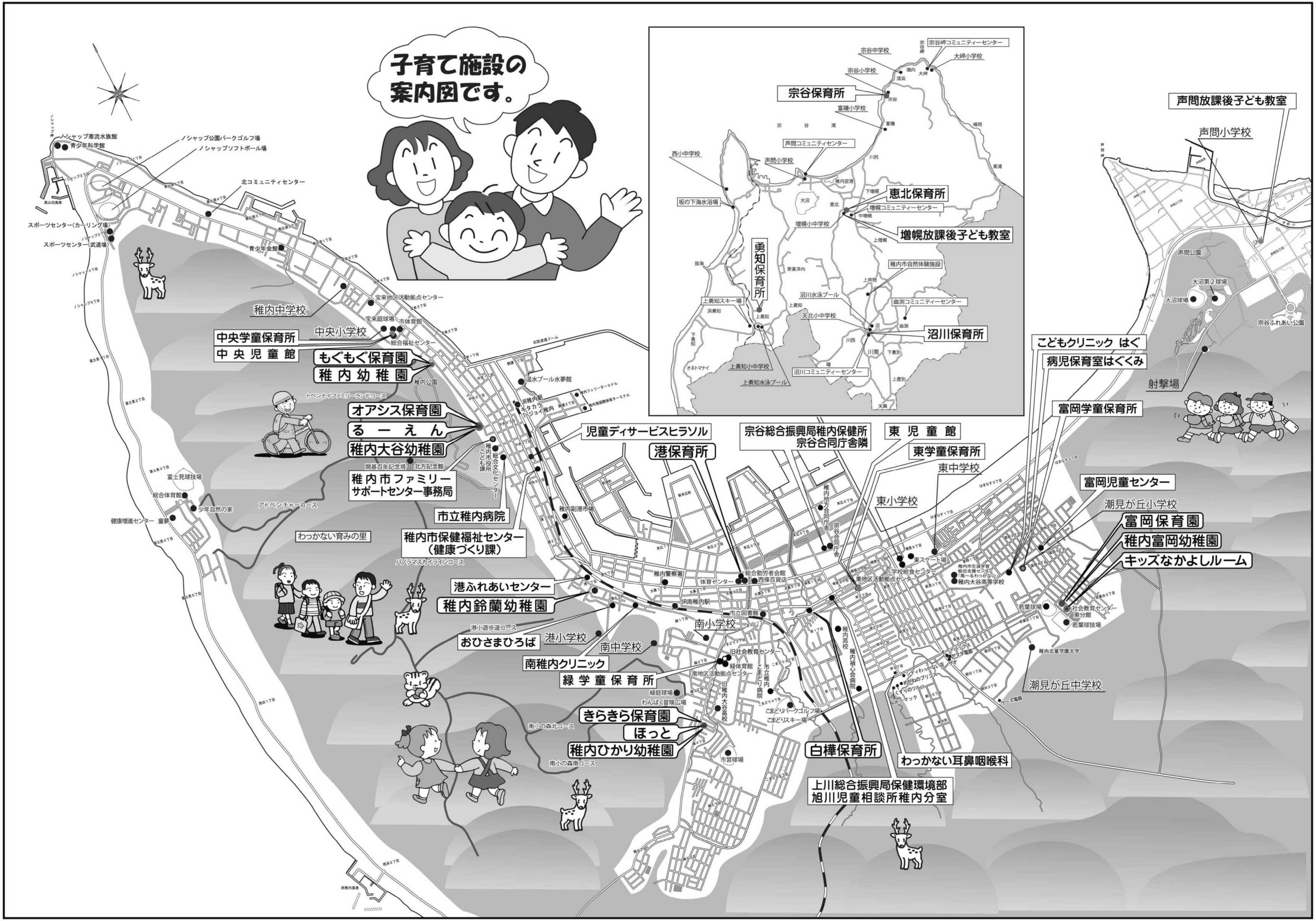

子育て施設の
案内図です。
宗谷保育所
恵北保育所
増幌放課後子ども教室
勇知保育所
沼川保育所
声問放課後子ども教室
声問小学校
こどもクリニック はぐ
病児保育室はぐくみ
富岡学童保育所
射撃場
稚内中学校
中央小学校
中央学童保育所
中央児童館
もぐもぐ保育園
稚内幼稚園
オアシス保育園
るーえん
稚内大谷幼稚園
稚内市ファミリー
サポートセンター事務局
市立稚内病院
稚内市保健福祉センター
（健康づくり課）
児童ディサービスヒラソル
港保育所
宗谷総合振興局稚内保健所
宗谷合同庁舎隣
東児童館
東学童保育所
東中学校
東小学校
富岡児童センター
潮見が丘小学校
富岡保育園
稚内富岡幼稚園
キッズなかよしルーム
港ふれあいセンター
稚内鈴蘭幼稚園
おひさまひろば
港小学校
南中学校
南稚内クリニック
緑学童保育所
南小学校
きらきら保育園
ほっと
稚内ひかり幼稚園
白樺保育所
わっかない耳鼻咽喉科
上川総合振興局保健環境部
旭川児童相談所稚内分室
潮見が丘中学校
わっかない育みの里

保育所の概要

名　　称	白　樺　保　育　所
経営主体	稚内市
所　在　地	潮見１丁目１番１０号
電話番号	0162－33－4558
認可年月日	昭和 40 年6月1日

施設写真

利用定員	【0歳児】　6名　【1歳児】　12名　【2歳児】　12名 【3歳児】　20名　【4歳児】　25名　【5歳児】　25名
敷地面積	2,758.45㎡
保育の理念	一人ひとりのこどもを大切にし、保護者が安心して子育てできる環境を整え、地域に愛される保育所を目指す。
保育の方針	○意欲や自信を育てる保育　○環境を整え心と身体の自立を促す保育
保育目標	① 明るく元気なこども　② 思いやりのあるこども ③ 意欲のあるこども　④ 自分で考え行動できるこども
保育内容	① 体を動かして遊ぶ楽しさ、戸外で遊ぶ楽しさを知り、丈夫な体づくりをする。 ② じっくりと自分の活動に取り組む中で自己充実を図る。 ③ 友だちと一緒に遊び活動する中で人間関係の豊かさが育まれるようにする。 ④ いろいろな生活経験を体験することで、遊びや生活に必要な知識・知恵の芽ばえが育まれるようにする。
保育概要	○戸外・園外保育　○多くの生活経験　○自由遊び　○異年齢交流保育
特別保育	○世代間交流　○一時保育　○延長保育
行　　事	〔年間行事〕 ○子どもの日　○おもちつき ○園外保育　○クリスマス ○運動会　○豆まき ○七夕まつり　○ひなまつり ○生活発表会　○保育参観 ○保護者試食会 ○お別れ会（バイキング給食） 〔毎月行事〕 ○おたのしみ会 ○避難訓練 〔その他の行事〕 ○発育測定（年４回） （0 歳児は毎月実施） ○内科検診（年２回） ○歯科検診（年１回） ○年長交流（年４回～５回） ○食育事業　○収穫祭 ○老人ホーム慰問 ○英会話交流（年１回～2 回） ○観劇鑑賞（年１回～2 回）
地域環境・特色	住宅街に位置し白樺児童公園に隣接、国の施設（裁判所）や、商業・文教施設があり、静かな環境に位置しています。地域の高齢者との世代間交流保育事業、一時保育、延長保育を実施しています。 施設内の厨房を活用し、人間形成の土台づくりである食育に取り組んでいます。

保育所の概要

名　　称	港 保 育 所
経営主体	稚内市
所 在 地	大黒３丁目４番２１号
電話番号	0162−22−0218
認可年月日	昭和４９年４月１日

施設写真

利用定員	【０歳児】　６名　【１歳児】１２名　【２歳児】１２名 【３歳児】１３名　【４歳児】１３名　【５歳児】１４名
敷地面積	2,700.00 ㎡
保育の理念	一人ひとりのこどもを大切にし、保護者が安心して子育てできる環境を整え、地域に愛される保育所を目指す。
保育の方針	○意欲や自信を育てる保育　○環境を整え心と身体の自立を促す保育
保育目標	① 明るく元気なこども　②思いやりのあるこども ③意欲のあるこども　④自分で考え行動できるこども
保育内容	①体を動かして遊ぶ楽しさ、戸外で遊ぶ楽しさを知り、丈夫な体づくりをする。 ② じっくりと自分の活動に取り組む中で自己充実を図る。 ③ 友だちと一緒に遊び活動する中で人間関係の豊かさが育まれるようにする。 ④ いろいろな生活経験を体験することで、遊びや生活に必要な知識・知恵の芽ばえが育まれるようにする。
保育概要	○戸外・園外保育　○多くの生活経験　○自由遊び　○異年齢交流保育
特別保育	○延長保育
行事	〔年間行事〕 ○子どもの日　○おもちつき ○園外保育　○クリスマス ○運動会　○豆まき ○七夕まつり　○ひなまつり ○生活発表会　○保育参観 ○保護者試食会 ○お別れ会（バイキング給食） 〔毎月行事〕 ○おたのしみ会 ○避難訓練 〔その他の行事〕 ○発育測定（年４回） （0 歳児は毎月実施） ○内科検診（年２回） ○歯科検診（年１回） ○年長交流（年４回～５回） ○食育事業　○収穫祭 ○英会話交流（年１回～2 回） ○観劇鑑賞（年１回～2 回）
地域環境・特色	商工業地区に位置し、総合勤労者会館・大型店に隣接、近くに自然環境に恵まれた末広公園、国の出先機関や道の合同庁舎など官公庁が集約され、水産・港湾施設などがあります。 延長保育を実施しています。 施設内の厨房を活用し、人間形成の土台づくりである食育に取り組んでいます。

保育所の概要

名　　称	稚内富岡保育園	施設写真
経　営　主　体	学校法人　稚内鈴蘭学園	
所　在　地	富岡４丁目１８番６号	
電　話　番　号	0162−32−2727	
認　可　年　月　日	平成17年4月1日	
定　　員	【0歳児】　6名　【1歳児】　12名　【2歳児】　12名 【3歳児】　10名　【4歳児】　10名　【5歳児】　10名	
敷　地　面　積	3,606.91㎡	
保　育　方　針	○明るく親切に	
保　育　目　標	○　乳幼児の教育・保育は環境による教育・保育であり乳幼児が自発的、主体的に係わることが出来るような人的・物的な環境構成を整え、集団生活の中から豊富な生活体験を通じて乳幼児の個性や人間性を豊かに育み、一人ひとりの乳幼児を大切にしながら豊かな心と丈夫な身体の発達を心がけています。 明るい子ども→体づくり　　親切な子ども→心づくり 考える子ども→頭づくり ○0歳児から設定保育（運動遊び・手遊び・読み聞かせなど）を行います ○3歳から5歳児は行事を通してより多くの体験を行います	
保育の内容	○設定保育　○自由遊び　○園外保育　○異年齢児との交流 ○行事保育　○3歳以上児は幼稚園児と合同保育	
特　別　保　育	○延長保育　○一時保育　○地域子育て支援センター（委託事業）	
行　　事	〔年間行事〕○子どもの日　○おもちつき　○社会見学　○お楽しみ会 ○親子遠足　○クリスマス　○園外保育　○芋植え　○収穫祭 ○父母参観日　○運動会　○七夕まつり会　○お店屋さんごっこ ○お遊戯会　○ひなまつり　○豆まき　○お別れ会 ○プール保育　○一泊保育 ○スキー教室 4歳児のみ→○キッズダンス ○幼保交流会　5歳児のみ→○英語保育　○キッズサッカー　○スキー	
	〔毎月行事〕○誕生会　○避難訓練 〔その他の行事〕○内科検診　○歯科検診 ☆父母の参加行事は土曜日に行いますが、仕事の都合で参加出来ない父母は担任が対応いたしますのでご安心下さい。	
地域環境・特色	住宅街に位置し、近隣に文教施設（小・中・高・大）があります。また、近くにはサッカー場などもあり、緑豊かな住環境です。同法人が経営している幼稚園と併設しており、こども達の元気な声がいつも聞こえています。	

保育所の概要

名　　称	もぐもぐ保育園	施設写真
経営主体	学校法人　禅徳学園	
所在地	宝来２丁目８番１７号	
電話番号	0162−23−5180	
認可年月日	平成１９年４月１日	
定　　員	【２歳児】　６名　　【３歳児】　８名 【４歳児】　８名　　【５歳児】　８名	
敷地面積	１，１００　㎡	
保育方針	○明るく元気なこども　○思いやりのあるこども　○意欲のあるこども	
保育目標	○「思いやりの心を育てる・丈夫なからだをつくる・仲間の中で自立心を育てる」を目標に、幼児一人ひとりの心情や発達をしっかりと捉え、遊べない子ども、出来ない子どもへの細やかな配慮と楽しい保育を創意工夫し、社会生活に必要な基本的生活習慣を習得させます。	
保育の内容	○　子どもの主体性を育てる保育をします。 ○　食育を大切にします。 ○　幼児の心と体づくりはすべての遊びをとおして培われるものです。 ○　遊びを中心とした幼児期にふさわしい生活が展開される場として幼稚園・保育園があり、集団生活の中でなければ味わうことのできない遊びをたくさん楽しみます 。 ○　一人ひとりの個性を尊重しながら、集団としてのまとまり、社会性を大切に「生きる力」の基礎を育てます。	
特別保育	○延長保育　○一時保育	
行　　事	〔年間行事〕 ○子どもの日○交通安全集会○虫歯予防集会○春の遠足○運動会○一泊保育 ○プール保育○親子遠足○まごまご会○お遊戯会○餅つき会○お楽しみ会 ○豆まき○ひな祭り会○お別れ会○食育クッキング○スキー教室 〔毎月行事〕 ○誕生会　　○避難訓練　○キッズダンス　○体操教室 〔その他の行事〕 ○内科検診（年２回）　○歯科検診（年１回）	
地域環境・特色	住宅街に位置し、近隣には文教施設（幼・小・中）があり、静かな環境に位置しています。また、近くには稚内公園などもあり、緑豊かな住環境です。同法人が経営している幼稚園と併設しており、こども達の元気な声がいつも聞こえています。	

保育所の概要

名　　称	オアシス保育園	施設写真
経営主体	学校法人　量徳学園	
所在地	中央２丁目１６番１２号	
電話番号	0162−23−6321	
認可年月日	平成20年４月１日	
定　　員	【0歳児】　６名　【１歳児】１２名　【2歳児】１２名 【3歳児】１０名　【４歳児】１０名　【５歳児】１０名	
敷地面積	3，565　㎡	
保育方針	学園の方針…**「共に生き、共に育ち合う保育を願って」**＊差異を認め合う保育を遂行します。 ☆一人の人として尊ばれ、心身豊かな人として成長を遂げることを目指します。	
	○原体験や環境を通して学ぶ（遊ぶ）ことを大切にし、子ども本来が持っている豊かな感情や成長する力、身体を育みます。 ○地球上の全ての生命に生かされている事に気づき、他者と共に喜び感謝する心を育みます。 ○自己肯定感を高める一人ひとりの心情に寄り添ったサポートや保育のあり方の工夫。 ○一人ひとりの健やかな育ちを願い、家庭・地域・関係機関との連携を図ります。	
保育目標	◎生命尊重（健康と思いやり）　◎真理追究（主体性と考える力） ◎和合精進（協力と自立）　◎報恩感謝（感謝と豊かな感性）	
保育の内容	○自然と触れ合う体験保育　○季節・文化を大切にした食育活動 ○個性・個々の心情・主体性を尊重したあそびと行事の取り組み ○社会性・集団生活を育むあそびの取り組み　○動植物の飼育・栽培と菜園活動 ○音楽（リトミック・わらべうた）・絵画造形活動　○異年齢交流保育 ○3歳以上児は幼稚園児と合同保育	
特別保育	○延長保育　○一時保育　○地域子育て支援センター（委託事業）	
行事	〔年間行事〕○子どもの日　○運動会　○七夕会　○遠足　○生活発表会　○社会見学 ○お餅つき会　○お店やさん　○１２月お楽しみ会　○お正月遊びの会　○雛祭り ○年度末発表会　〔保健〕○身体測定　○内科健診　○歯科健診　○尿検査 〔その他の行事〕○避難訓練　○お誕生会　○食育活動　○勇知自然学校　○夏祭り ○プール保育 ○保育参観　○親子遠足　○秋祭り　○お花まつり ○盆踊り　○報恩講 〔年長〕○プール保育・英語であそぼう・スキー保育（有志）（専任講師）　○お泊まり会 〔地域との交流〕○小学１年生・小学校との交流　○中高生インターンシップ ○祖父母・香茶の会との交流　○老人ホーム慰問	
地域環境・特色	市街地の中心に位置し、近くには市役所・病院・銀行・商店街等がある。また、近くには稚内公園・キャンプ場・お寺の境内内に庭があり、四季の色合いを感じながら遊べる自然環境に恵まれ、さくらんぼ・りんご・栗等の収穫を楽しんでいる。同法人が経営している幼稚園との幼保一元化の施設である。	

保育所の概要

名　　称	きらきら保育園	施設写真
経　営　主　体	学校法人　稚内ひかり学園	
所　　在　　地	緑　４　丁　目　５　番　３　２　号	
電　話　番　号	0162−23−2315	
認　可　年　月　日	平成21年4月1日	
定　　員	【0歳児】　6名　【1歳児】　12名　【2歳児】　12名 【3歳児】　10名　【4歳児】　10名　【5歳児】　10名	
敷　地　面　積	2，026.34　㎡	
保　育　方　針	○愛・・つよい子やさしい子（人を愛する優しさから本当の強さが生み出される愛の心を育てる） ○現在の多様な価値観の中で乳幼児を一人の人間として尊び一人ひとりのこども達が心も身体も健やかな成長を遂げてゆく保育を目指します。 ○生命ある全てのものに対して思いやりの心を持ち、苦しみや悲しみに打ち勝つ強い心と身体、そして豊かな人間性を育てます。 ○他者と共に喜びを持って生きる心を育てます。 ○個々の家庭との連携を密にし、こどもの心が安定し、力を伸ばしていけるよう配慮します。	
保　育　目　標	○心身共に健康なこども・年齢に応じた生きる力、伸びる力を養う。 ○困難に打ち勝つ心を育てる。	
保育の内容	○自由遊び○設定保育○園外保育○生命のあるものを育てる（動植物の飼育栽培） ○3歳以上児…全園児英語で遊ぼう（指導：アメリカ人女性） ○3歳以上児は幼稚園児と合同保育○食育体験○その他豊かな生活経験	
特　別　保　育	○延長保育　○一時保育　○地域子育て支援センター（委託事業）	
行　　事	〔年間行事〕☆家庭訪問　・イースター礼拝　・参観日　☆社会見学 ◎運動会　☆秋の親子遠足　◎生活発表会　・感謝祭　・クリスマス ・豆まき　☆お別れﾊﾟｰﾃｨｰ・ひな祭り　・父母参観 ・この他０・１・２歳親子レクレーション 〔毎月行事〕・お誕生会　・避難訓練 〔その他の行事〕・年長お泊り保育　☆プール保育　・年長組老人ホーム訪問 ・父母との個人面談　・父母懇談会 〔検診等〕・内科検診　・歯科検診　・身体測定 ※　☆印は３歳以上、◎印は２歳以上の行事となります。	
地域環境・特色	市内の南地区の住宅街に位置し、小学校・中学校が近くにある文教地区である。また、こまどりスキー場、テニスコート、緑体育館等多くの教育施設に恵まれている場所に位置している。同法人が経営している幼稚園との幼保一元化の施設である。	

保育料（利用者負担額）について

１．保育料の決定（保育料表は１５ページ参照）

保育料は、保護者（両親等）の所得（課税額等に応じた階層区分）や児童の平成 31 年４月１日現在の年齢、保育の必要量（標準時間・短時間）等により決定します。

《階層区分の算定基準》

① ４月～８月分・・・・・・**平成３０年度**の市町村民税所得割額等により決定

② ９月～翌年３月分・・・・**平成３１年度**の市町村民税所得割額等により決定

※１　所得割課税額は、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除を控除する前の所得割課税額となります。
課税された所得割課税額と異なる場合があります。

※２　国で示す基準額の変更により、保育料が変更となる場合があります。

◆保育料の確認方法（参考）

保育料は、次の書類の太枠部分に記載されている市町村民税の所得割額を、15 ページに記載の保育料に掲載の保育料表に照らし合わせて決定します。均等割額のみ課税されている世帯については、保育料が発生する場合があります。なお、政令指定都市から転入された方については、政令指定都市以外の自治体と同様の計算方法にて割り出された所得割額の数字を使用し、保育料を決定します。

『給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書』

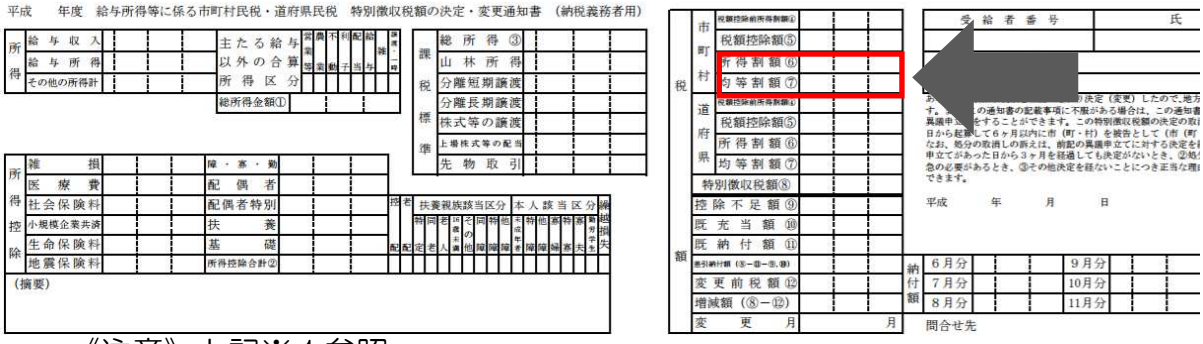
平成　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

所得 給与収入 / 給与所得 / その他の所得計 / 主たる給与以外の合算所得区分 / 総所得金額①

課税標準 総所得金額③ / 山林所得 / 分離短期譲渡 / 分離長期譲渡 / 株式等の譲渡 / 上場株式等の配当 / 先物取引

所得控除 雑損 / 医療費 / 社会保険料 / 小規模企業共済 / 生命保険料 / 地震保険料 / 障・寡・勤 / 配偶者 / 配偶者特別 / 扶養 / 基礎 / 所得控除合計②ア

扶養親族該当区分 / 本人該当区分

（摘要）

税額 市町村 税額控除額⑤ / 所得割額⑥ / 均等割額⑦ / 道府県 税額控除額⑤ / 所得割額⑥ / 均等割額⑦ / 特別徴収税額⑧ / 控除不足額⑨ / 既充当額⑩ / 既納付額⑪ / 差引納付額（⑧－⑨－⑩）⑫ / 変更前税額⑫ / 増減額（⑧－⑫） / 変更月 月

受給者番号　氏

平成　年　月　日

納付額 6月分 / 7月分 / 8月分 / 9月分 / 10月分 / 11月分

問合せ先

《注意》上記※１参照

２．課税額算定対象者

保育料は、入所児童と同一世帯で、生計を一にしている父母等の市町村民税所得割課税額の合算により決定します。

（世帯には、単身赴任等で住民票が別になっている父母等の保護者も含みます。）

入所児童が祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合は、祖父母等の税額も合算して保育料を算定する場合があります。

３．平成31年度　稚内市保育料（月額）一覧表

幼稚園

階層	区分（所得割課税額）		保育料
1	生活保護世帯		0
2	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）		0
3A	77,101円未満	ひとり親世帯等	0
3B	77,101円未満	上記以外	10,100
4	211,200円以下		15,600
5	211,201円以上		20,800

保育園

階層	区分（所得割課税額）		保育料					
			3歳未満		3歳児		4歳以上	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		上記以外	9,000	8,900	6,000	5,900	6,000	5,900
C1	市町村民税・均等割額のみ	ひとり親世帯等	7,500	7,400	6,000	5,900	6,000	5,900
		上記以外	16,000	15,800	13,000	12,800	13,000	12,800
C2	48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,900	6,000	5,900	6,000	5,900
		上記以外	19,500	19,200	16,500	16,300	16,500	16,300
C3	64,700円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,900	6,000	5,900	6,000	5,900
		上記以外	21,500	21,200	18,600	18,300	18,600	18,300
C4	77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,900	6,000	5,900	6,000	5,900
		上記以外	23,500	23,200	20,700	20,400	20,700	20,400
	80,800円未満							
C5	97,000円未満		25,500	25,100	22,900	22,600	22,900	22,600
C6	121,000円未満		29,600	29,100	27,000	26,600	27,000	26,600
C7	145,000円未満		33,700	33,200	31,100	30,600	31,100	30,600
C8	169,000円未満		37,800	37,200	35,200	34,700	34,800	34,300
C9	235,000円未満		44,800	44,100	40,900	40,300		
C10	301,000円未満		51,800	51,000				
C11	349,000円未満		59,900	58,900				
C12	397,000円未満		68,000	66,900				
C13	397,000円以上		87,000	85,600				

*単位:円

４．延長保育

仕事の都合で遅くなる場合などのため、希望される方は通常の保育時間を延長する「延長保育」を利用できます。延長保育を利用される場合には、**事前の登録が必要**です。
ただし、通常の保育料とは別に利用時間に応じて延長保育料を負担していただきます。
延長保育の利用時間帯については３ページを参考にしてください。

■ 保育標準時間	：	１８時以降	１時間	２００円
■ 保育短時間	：	７時から８時	１時間	１００円
		１６時から１８時	１時間	１００円
		１８時以降	１時間	２００円

（※ひと月最高負担額は 4,000 円です。）

延長保育料の支払いについては、利用翌月中旬頃に**納付書を発行**しますので、
金融機関等でお支払いください。

５．保育料の負担軽減

①多子世帯の保育料の軽減

保育所では、小学校就学前の範囲内に児童が２人以上いる場合、**小学校就学前の最年長の児童を第１子、その下の子を第２子とカウントします。**
第１子は保育料**全額負担**となりますが、第２子は**半額**、第３子以降は**無料**となります。

なお、保育料基準表のＢ階層からＣ２階層及び、Ｃ３階層のうち所得割課税額が57,700 円未満の世帯については、生計を同じくする小学生以上もカウントし、第１子は保育料全額負担、第２子は半額、第３子は無料となります。

② 階層および世帯状況による保育料の軽減

保育料基準表で次の表の階層区分に該当する世帯で、次に該当する世帯の保育料は減額になります。

ア）母子家庭およびこれに準じる父子家庭の世帯

イ）在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯・障害児又は障害者を有する世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ）生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた場合

【減額後の保育料】

階層区分	月額保育料			
	３歳未満児の場合		３歳以上児の場合	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
Ｂ階層	０円	０円	０円	０円
Ｃ１階層	7,500 円	7,400 円	6,000 円	5,900 円
Ｃ２階層	9,000 円	8,900 円	6,000 円	5,900 円
Ｃ３階層	9,000 円	8,900 円	6,000 円	5,900 円
Ｃ４階層（所得割課税額　77,101 円未満の場合）	9,000 円	8,900 円	6,000 円	5,900 円

※該当する場合には「**①多子世帯の保育料の軽減**」の就学前という制限はなく、生計を同じくする子どもが２人以上いる場合、そのうち最年長を第１子とし、表の保育料となり、第２子以降は無料となります。

③未婚のひとり親に係る、寡婦（寡夫）みなし適用

平成３０年９月から、**婚姻によらずにひとり親となった方**（死別・離婚・事実婚を除く）に対し、申請により税法上の寡婦（夫）みなし適用を実施しています。
該当される方は、市こども課までご連絡ください。

（注意１）年度毎の申請が必要となります。

（注意２）**生活保護**を受給されている方、または**市民税非課税**の方は**対象外**となります。
また、みなし適用となった場合でも、所得等の状況により保育料が変更とならない場合がありますのでご留意ください。

（注意３）申請の翌月から適用となりますので、早めの申請をお願いします。

６．保育料の納入について

● **４月中旬**（４月から８月分）と**９月中旬**（９月から翌年３月分）に納入通知書を郵送でお送りいたします。

● **保育料の支払いについては、口座振替 もご利用いただけます。**

【指定金融機関一覧】

- 稚内信用金庫（本店、南支店、北支店、東支店、富岡支店）
- 北洋銀行　・北海道銀行　・北海道労働金庫　・宗谷漁業協同組合
- 稚内漁業協同組合　・稚内機船漁業協同組合　・ゆうちょ銀行
- 北海道信用漁業組合連合会稚内支所　・稚内農業協同組合
- 北宗谷農業協同組合

各金融機関にてお手続きください。
なお、延長保育料については口座振替の対象となりませんのでご了承ください。

●保育料の納期は、**毎月月末**（月末が土日祝日の場合は、翌平日）です。

● 保育料は「税」と同じ取り扱いをすると法律で定められており、**納期限内に納めていない場合には督促状を発行いたします。**また、保育料の滞納が続く場合には、法の定めるところにより、財産（給与・預貯金等）の実態を調査し、滞納処分（差押え）を行うことがありますので、ご留意ください。

◆ 入所後の留意事項について

●入所が決定した後でも、保育を行なう上で支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。

●**保育の必要性の事由**に変更があった場合には、必ず変更届を提出してください。

例）

仕事が変わった	⇒	変更届と、新らしい職場の就労証明書が必要です。
仕事を辞め求職中	⇒	変更届、就労希望申立書の提出と、支給認定が変更になるため、支給認定証の返納が必要です。 辞職後90日以内に新しい仕事についてください
仕事を辞めた	⇒	保育の必要性の事由に該当しなくなるため、退所していただきます。変更届・利用解除届の提出と支給認定証の返納が必要です。
産休になる	⇒	変更届と母子手帳の写しの提出が必要です。産後休暇の終わる月の月末まで、保育所（園）に在籍可能です。育児休業中は原則、保育の必要性の事由に該当しないため、退所していただきます。

※その他、住所の変更なども届出が必要です。状態により必要な書類が異なりますので、ご不明な点はこども課にお問い合わせください。

◆ 給食について

●白樺・港保育所は、０・１・２歳の児童は**完全給食**です。また、１０時と３時にはおやつがあります。３歳以上の児童は、**副食（おかず）給食**ですので**主食を持参**してください。おやつは３時にあります。

●富岡・もぐもぐ・オアシス・きらきら保育園は、**完全給食**です。また、おやつは２歳児までは１０時と３時、３歳以上は３時にあります。

なお、３歳以上児の主食分は、保育料に含まれていませんので、
直接各保育園

富岡保育園　☎ 32-2727
もぐもぐ保育園　☎ 23-5180
オアシス保育園　☎ 23-6321
きらきら保育園　☎ 23-2315　にお問い合わせください。

●食物アレルギーがある場合は、お子さんの生命に関わることですので、必ず申し出て下さい。

※0歳児～1歳児のお子さんの保育所への入所希望をしているお母さんで、現在母乳で育児中の方は、保育所での授乳がお子さんにとってスムーズに行なえるよう、ほ乳瓶（乳首）に慣れさせておくことをお願いいたします。（例えば、湯ざまし・ほうじ茶等を飲む習慣づけなど

◆ お子さんの体調面について

●保育中に発熱や体調不良がみられた場合はご連絡します。
勤務先や携帯番号が変わった際には必ず職員に連絡してください。
また、熱や咳などで具合の悪い時はなるべくご家庭で休養し早めに治しましょう。

●風しん、水ぼうそう、胃腸炎など感染性の高い病気の疑いがあるときは、早めに病院で診察をうけ、医師の許可が出てから登所（園）してください。

集団生活ですので、感染拡大予防のためご協力をお願いいたします。

病児保育室 はぐくみ 利用案内

●開 所 日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始を除く）
●保育時間：午前８時から午後６時まで
●対　　象：市内在住で保育所に通っている児童、保護者が就労等をしている幼稚園児及び小学校に通っている児童（生後６か月から小学６年生まで）
●利用定員：１日３名　　●電話　0162-73-0689（はぐくみ）
●利用料金：市民税非課税世帯　500 円（5 時間未満）／1,000 円（5 時間以上）
市民税課税世帯　1,000 円（5 時間未満）／2,000 円（5 時間以上）
※児童１人につき１日あたり

★利用する際には事前登録が必要です★

①事前登録（毎年更新）・・・こども課
登録申請書、印鑑、保護者の雇用証明書（保育所・学童保育所を利用中の場合は不要）

②予約確認・・・はぐくみ
定員があるので、「はぐくみ」の空き状況を確かめ、利用日の前日までに利用予約してください。
利用の際の注意点や持ち物など、詳しくは「はぐくみ」職員が説明いたします。
※緊急の場合はご相談ください。

③受診・連絡票発行・・・医療機関
予約が出来たら必ず医療機関を受診し、主治医に病児保育室の利用を申し出て、「病児保育医師連絡票※」の発行を受けてください。

④利用申込・・・はぐくみ　　**→ 利用できます！**
利用申込書、印鑑、医師連絡票をはぐくみに提出

※市立稚内病院小児科外来（発行手数料あり）・こどもクリニックはぐ・南稚内クリニック・わっかない耳鼻咽喉科に備え付けてあります。

＊＊本人確認にご協力ください＊＊

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子ども子育て支援法施行規則」の規定に基づき、支給認定に係る手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。申請書をご提出いただく際は、マイナンバーの記載とともに「身元確認」と「番号確認」が必要となりますので、下記の必要書類をご持参ください。

なお、申請者が自身の個人番号がわからないなど、個人番号の記載が困難な場合や、確認書類が不足している場合は、申請・届出書に個人番号を記載せずに申請を受け付けることも可能です（この場合、稚内市が住民基本台帳等情報により番号を確認しますので、あらかじめご承知おきください）。

■本人確認に使用する書類一覧（有効期限内のものに限ります。）
※１点で確認できるものと２点必要なものがあります。
※個人番号の「通知カード」は本人確認の書類として認められておりません。

《１点で確認できるもの》
- 個人番号カード　・運転免許証　・パスポート　・身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳　・在留カード　・特別永住者証明書
- 官公署が発行した免許証、許可証及び身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの。

《２点以上の提示が必要なもの》
- 健康保険証　・年金手帳　・児童扶養手当証明書　・特別児童扶養手当証明書
- 官公署が発行した書類等で氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの。

【問合せ先】

保育所入所手続きなどで、不明な点がありましたら下記までお問合せください。

◆教育委員会こども課育成Ｇ	電話 23−6530 番（直通）
◆白樺保育所	電話 33−4558 番
◆港 保 育 所	電話 22−0218 番
■富岡保育園	電話 32−2727 番
■もぐもぐ保育園	電話 23−5180 番
■オアシス保育園	電話 23−6321 番
■きらきら保育園	電話 23−2315 番

こどもといると笑顔になれる！そんな毎日を応援します

わっかない子育て応援サイト・アプリ

え～る

WEBサイト

URL：https://www.kosodateyell.city.wakkanai.lg.jp/

主な機能：目的別検索（各種手当・子育て支援施設・親子の健康など）
対象年齢別検索（０～２歳、３～５歳、小学生、障がいのある方など）
子育て応援おでかけマップ（子育て支援施設や店舗、避難所情報など）
子育てイベントカレンダー（各種検診や市内イベント情報など）

アプリ

主な機能：この時期の子育てガイド（登録した子どもの月齢に応じた支援情報の表示）
成長の記録（写真付きで毎日の成長記録を残せる）
予防接種管理（接種スケジュールの自動計算や接種ワクチン情報の検索など）
妊娠中の体重管理・胎児発育曲線管理・各種健診情報の記録管理
地域の子育て情報閲覧・イベント情報の閲覧
プッシュ通知の受信
家族間 ID 共有機能（離れてくらす家族とも同じ情報を共有可能）

※電子母子手帳アプリ『母子モ』をダウンロードし、
お住いの郵便番号を入力することで、「え～る」として利用していただくことができます。

母子手帳アプリ 母子モ

おかげさまで好評運用中！あなたと作るサイト・アプリを目指します。